

件 名	亀山市議会委員会条例の一部を 改正する条例	議会事務局 議事調査室
-----	--------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市議会基本条例において、議会の代表者である議長の中立公正な立場をより明確にすることを踏まえ、議長が常任委員とならないこととともに、議員定数の削減により、常任委員会及び議会運営委員会の委員定数を見直すため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 議長は常任委員とならないものとするただし書を加えるとともに、常任委員会の委員の定数を次のように改めます。 <第2条関係>

常任委員会	定数
総務委員会	6人（現行8人）
教育民生委員会	6人（現行7人）
産業建設委員会	5人（現行7人）
予算決算委員会	17人（現行21人）

(2) 議会運営委員会の委員の定数を6人（現行7人）に改めます。

<第4条関係>

### 3 その他

施行日は、平成26年11月1日とします。